

令和6年3月から令和7年3月までに結婚された方限定!!

新婚さん 新生活応援プロジェクト

新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用の補助を行います。

1世帯あたり**上限30万円**を支給します。

補助対象経費

- 住宅購入費用
- 賃貸に係る賃料
敷金、礼金、共益費
仲介手数料

補助対象経費

- 引越費用

※ただし、引越業者又は
運送業への支払に
かかる実費

恩納村
結婚新生活
支援事業

対象条件 (世帯)①～⑥の基本要件を全て満たす世帯※

- 令和6年3月から令和7年3月までに婚姻届けを提出し受理された世帯
- 補助金の申請日において、住民票の住所及び結婚に伴う新たに生活を送るための居住の住所が恩納村であること
※恩納村に継続して居住する意思があること
- 夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下であること
- 結婚を機に新たに村内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯
- 取得できる最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得の合計額が1,244万円未満
※奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。
- 他の公的制度による家賃補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

※前年度補助を受けた世帯で支給上限額に満たなかった世帯は、前年度の上限額まで継続して補助を受けることができます。

●その他要件があります。詳しくは、定住促進室までお問い合わせください。

お問い合わせ：定住促進室 ☎966-1201